

議案第70号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年6月19日

三朝町長 吉田秀光

平成10年6月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第77条から第79条までを次のように改める。

第77条から第79条まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

（三朝町固定資産評価審査委員会条例の廃止）

2 三朝町固定資産評価審査委員会条例（昭和45年三朝町条例第20号）は、廃止する。

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中固定資産評価審査委員の項を削る。